

広島大学工学部後援会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、広島大学工学部後援会と称する。

第2条 本会は、広島大学工学部並びに大学院先進理工系科学研究科先進理工系科学専攻の応用化学プログラム、化学工学プログラム、電気システム制御プログラム、機械工学プログラム、輸送・環境システムプログラム、建築学プログラム、社会基盤環境工学プログラム及びスマートイノベーションプログラム（以下「工学部等」という。）における教育及び研究を助成し、その進展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、工学部内に事務局を置く。

第2章 事 業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 工学部等学生に対する教育及び福利厚生に対する助成
- (2) 工学部等における国際交流に関する助成
- (3) 工学部等における産学協同事業を推進するための助成
- (4) 工学部等における教育環境整備に関する助成
- (5) その他本会の目的達成上必要な事業に対する助成

第3章 会 員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 保護者会員 工学部等学生の保護者
- (2) 維持会員 本会に協力する法人又は団体
- (3) 賛助会員 その他本会に協力する者

第6条 会員は、次の基準により会費を納付するものとする。

- (1) 保護者会員 30,000円（入学時に納付するものとする。）
- (2) 維持会員 年額1口（30,000円）以上
- (3) 賛助会員 年額1口（1,000円）以上

第4章 役員、顧問及び職員

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名（総務理事及び会計理事各1名を含む。）
- (4) 監 事 2 名

2 前項の役員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期中途における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

第10条 理事は理事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

2 理事のうち総務理事は、本会の総務に関する事務を掌理する。

3 理事のうち会計理事は、本会の会計に関する事務を掌理する。

第11条 監事は、会計を監査する。

第12条 会長は、理事会において選出する。

2 副会長、理事（総務理事及び会計理事各1名を含む。）及び監事は、理事会の議に基づき会長が委嘱する。

第13条 本会の相談役として顧問若干名を置く。

2 顧問は次の者から理事会の議を経て会長が委嘱する。

- (1) 後援会に関する功労者
- (2) 工学部長
- (3) その他会長が必要と認める者

第14条 本会に事務職員若干名を置く。

- 2 事務職員は、本会の総務及び会計の事務に従事する。

第5章 会 議

第15条 本会は、次の会議を行う。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会

第16条 総会は、本会の運営及び重要事項を審議するため、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の2以上から要求があったときはこれを開催する。

- 2 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第17条 理事会は、会計年度終了後3か月以内及び会長が必要と認めたとき開催し、事業報告、決算報告、事業計画、予算、役員の改選等を審議決定する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事（総務理事及び会計理事各1名を含む。）で組織し、過半数（委任状を含む。）の出席で成立し、出席者の過半数で決する。

なお、可否同数のときは議長がこれを決する。

第18条 総会及び理事会は、顧問及び監事の出席を求め意見を聴くことができる。

第6章 会 計

第19条 本会の経費は、会費、寄附金及び雑収入をもってあてる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

- 1 本会の規約を改める場合は、理事会において、出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。
- 2 本規約は、昭和27年4月1日から施行する。
- 3 本規約の施行細則は、理事会の議を経て別に定める。
- 4 広島工業専門学校復興後援会の事業は、本会が継承する。

附 則

この改正規約は、昭和36年7月1日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和37年9月3日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和43年1月22日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和45年6月29日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和61年2月3日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成9年7月4日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成13年6月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この改正規約は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年6月19日から施行し、この規約による改正後の広島大学工学部後援会規約（以下「改正規約」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正規約第2条に規定する工学部等には、令和2年4月1日に広島大学大学院工学研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、広島大学大学院工学研究科を含めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年6月25日から施行し、この規約による改正後の広島大学工学部後援会規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。